

2023年度第2回町田市子ども・子育て会議

議事要旨

【開催概要】

日時：2023年5月25日（木）18:00～20:05

会場：市庁舎 第1委員会室

【議事次第】

1 開会

2 事務連絡

3 報告

- (1) 2023年4月認可保育所等入所待機児童数（確定値）について（資料1）
- (2) 小山田子どもクラブの開館について（資料2）
- (3) 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）自己評価及び取組状況について（資料3）
- (4) 「新・町田市学童保育クラブ質の向上5カ年計画」の進捗について（資料4）
- (5) 「(仮称) 町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」の策定について（資料5）

4 議題

- (1) 「新・町田市子どもマスタープラン【後期】（第二期町田市子ども・子育て支援事業計画）」及び「町田市子ども発達支援計画行動計画」の進捗について（資料6～9）
- (2) 「(仮称) 子ども発達支援計画行動計画2024～2026」検討部会の中間報告について（資料10～13）
- (3) 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」検討部会の中間報告について（資料14～21）

5 その他

6 閉会

【配布資料】

- 資料1 2023年4月認可保育所等入所待機児童数（確定値）について
- 資料2 小山田子どもクラブの開館について
- 資料3 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）自己評価及び
取組状況について
- 資料4 「新・町田市学童保育クラブ質の向上5カ年計画」の進捗について
- 資料5 「（仮称）町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」の
策定について
- 資料6 「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」の評価のまとめ
- 資料7 「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」2022年度実績
- 資料8 「第二期町田市子ども・子育て支援事業計画」2022年度実績
- 資料9 「子ども発達支援計画行動計画（第二期障害児福祉計画）
2021～2023」2022年度実績
- 資料10 第1回（仮称）子ども発達支援計画行動計画2024～2026
検討部会の開催結果について
- 資料11 「（仮称）子ども発達支援計画行動計画2024～2026」
アンケート・ヒアリング実施概要
- 資料12-1 町田市子どもの発達支援に関する意識調査【保護者の皆様へ】
- 資料12-2 町田市子どもの発達支援に関する意識調査
【関係機関の皆様へ（管理者）】
- 資料12-3 町田市子どもの発達支援に関する実態調査
【関係機関の皆様へ（従事者）】
- 資料12-4 町田市子どもの発達支援に関する意識調査
【サービス提供事業所の皆様へ】
- 資料13 町田市子どもの発達支援に関するヒアリング調査
- 資料14 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」ヒアリングについて
- 資料15 子ども参画ミーティング「考えてみよう！子どもの条例」の
実施結果について
- 資料16 「（仮称）町田市子どもにやさしいまち条例」（案）

- 資料 1 7 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」前文(案)に対する
意見一覧【検討部会員】
- 資料 1 8 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」前文(案)に対する
意見一覧【町田市子ども・子育て会議委員】
- 資料 1 9 子どもの権利に関する条例の周知・啓発資料の比較
- 資料 2 0 - 1 他自治体における子どもの権利に関する条例の周知・啓発資料の
比較【リーフレット】
- 資料 2 0 - 2 他自治体における子どもの権利に関する条例の周知・啓発資料の
比較【副読本】
- 資料 2 0 - 3 他自治体における子どもの権利に関する条例の周知・啓発資料の
比較【逐条解説】
- 資料 2 1 「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」の周知に向けた
広報物について
- 参考資料 1 「まちだ若者大作戦」チラシ
- 参考資料 2 「まちだ若者大作戦」募集要項

2023年度第2回町田市子ども・子育て会議 委員出席者

子ども・子育て会議 委員

氏名	所属	出欠
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
○鈴木 美枝子	玉川大学	出
菅野 幸恵	青山学院大学	出
駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部	出
矢口 政仁	町田市私立幼稚園協会	欠
関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	出
工藤 成	町田市立小学校校長会	出
杉浦 元一	町田市立中学校校長会	出
森山 知也	東京都立町田の丘学園	欠
朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員協議会	出
渋谷 由美	町田市立中学校PTA連合会	出
風張 眞由美	町田市医師会	出
松井 大輔	町田商工会議所	出
笹生 亜依	市民	出
中井 敏子	市民	出
渡邊 蔵之介	市民	出
福田 麗	町田市青少年委員の会	出
酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	出

◎会長 ○副会長

備考：傍聴者（1名）

2023年度第2回町田市子ども・子育て会議 事務局出席者

氏 名	所 属
神田 貴史	子ども生活部部長
大坪 直之	子ども生活部子ども総務課課長
菊地 仁幸	子ども生活部児童青少年課課長
小泉 裕美	子ども生活部児童青少年課担当課長
三浦 啓史	子ども生活部保育・幼稚園課課長
香月 勇人	子ども生活部子育て推進課課長
堀 秀彰	子ども生活部子ども家庭支援センター長
江成 裕司	子ども生活部子ども発達支援課課長
新谷 太	子ども生活部子ども発達支援課相談・療育担当課長
金子 和彦	地域福祉部障がい福祉課課長
山形 悠介	保健所保健予防課担当課長
大山 聡	学校教育部指導室長兼指導課長

子ども総務課事務局：奥 雅文、深井 健央、高橋 奈緒

【議事内容】

1 開会

子ども総務課企画総務係長：ただいまから、2023年度 第2回 町田市子ども・子育て会議を開会いたします。私は、子ども総務課企画総務係長の奥と申します。議題に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。

議事に入る前に、会議欠席のご連絡をお伝えいたします。矢口委員から、欠席との連絡が入っております（森山委員欠席）。本日は半数以上の委員の出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しております。なお、報告事項等の関係上、今回は児童青少年課の担当課長の小泉が事務局として参加いたします。また、保健予防課保健対策担当課長の川瀬に代わりまして、担当課長の山形が代理で出席をさせていただきます。会議の運営支援として、株式会社創建が参加いたします。議事要旨作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。本日の会議の進行ですが、2時間程度を目安に進行していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

2 事務連絡

子ども総務課企画総務係長：会議の公開についてですが、本日1名の方が傍聴を希望されております。特にご意見がなければ、公開するというところでよろしいでしょうか。

一同：（異議なし）

子ども総務課企画総務係長：それでは傍聴人の方の入室をお願いいたします。傍聴の方が入室されましたので、会議を進めさせていただきます。

続きまして、町田市子ども・子育て会議委員の変更がございましたので、紹介をさせていただきます。本日の会議より、町田市立中学校PTA連合会より選任の大澤委員から、渋谷委員に交代となりました。渋谷委員、一言お願いいたします。

〔渋谷委員あいさつ〕

子ども総務課企画総務係長：続きまして、本日配布している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

■資料の確認

〔資料1～21、参考資料1～2の確認〕

子ども総務課企画総務係長：ここからの進行につきましては、吉永会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3 報告

吉永会長：皆様、こんばんは。暑かったり寒かったりして、皆様も体調管理が大変かと思ひます。本日は議題や報告事項が多いので、長くかかってしまうかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回は報告を先に行ひ、残り時間を議題にあてたいと思ひます。今回は5件の報告があります。質疑は報告が全ての報告が終わった後に時間をとりますので、よろしくお願ひいたします。

〔報告事項（1）～（5）の報告〕

鈴木副会長：資料5の3ページ（5）で書かれている「昼食提供」などは、とても大事なことで素晴らしいと思ひます。「まちとも」や地域開放区画の施設で実施するプログラムの連携ということも、とても嬉しいことだと思ひますが、（3）にある「インクルーシブな保育の実現に向け」というところは、そこにいるスタッフの専門性等がかなり必要になってくると思ひます。その点については、いかがでしょうか。

児童青少年課担当課長：インクルーシブな保育というところでは、現状では、現場で子どもたちに保育を行う支援員に対して、市で研修を主催しております。その中で、障がいのあるお子さんや配慮が必要なお子さんへの支援や対応の仕方をテーマに、研修を毎年行っているところです。

吉永会長：同じく資料5の3ページ（5）にある「地域開放区画（棟）の施設で実施」とは、どういう意味でしょうか。

児童青少年課担当課長：学校の敷地内において、学校教育活動、いわゆる授業を行うような区画と、地域の方が体育館などを利用して活動するようなエリアとを分けて整備していくという考えがあります。地域の方が利用するような区画の中で、施設の整備をしていくという方針が固まっておりますので、そのようなことから「地域開放区画」という言葉を資料で使用しております。

吉永会長：そうすると室内でしょうか。外に出られると良いのにといつも思ひます。

児童青少年課担当課長：学童保育クラブは室内で活動したり、おやつを食べたりすること

だけでなく、屋外での遊び場も必要です。室内を整備することや屋外も使えるような環境を整えることに関しては、2ページ「4 方針（案）」の（1）にあるように、学校施設内の低層階に集約して設置することで、屋外遊びのしやすさというところも方針の中で定めていくと考えております。学童保育クラブは、一小学校区に一つ、基本的には学校の敷地内に整備をしていく方針になっておりまして、児童を保育する場として、お仕事などをされている保護者の方も安心して預けられるように、保育を行うことを前提として考えております。現在も行っている、いわゆる遠足のようなクラブの外での活動については、今後も考えていきたいと思っております。

4 議題

（1）「新・町田市子どもマスタープラン【後期】（第二期町田市子ども・子育て支援事業計画）」及び「町田市子ども発達支援計画行動計画」の進捗について

吉永会長：まずは「新・町田市子どもマスタープラン【後期】」について、説明をお願いいたします。

〔資料6、7の説明〕

吉永会長：こんなにきちんとチェックしているのに、資料3「子どもにやさしいまちづくり事業」の「構成要素7 モニタリング」は自己評価の点が低いのですね。

児童青少年課長：モニタリングについては、事業の評価だけではなく、アンケート調査等も含めて実施しないと、CFCIのチェックリストとしては点数が上がらないというものになっております。

駒津委員：資料7の12ページ「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」について、コロナ禍以前はそもそも利用があったのでしょうか。コロナ禍の影響だということが本当に言えるのかが疑問であり、町田市全体で5人の利用というのはすごく少ないと感覚的には思います。夜間や休日の就労などのために、ヘルパーが必要だという需要はもっとありそうだと思いますが、条件が非常に厳しいのでしょうか。

子ども家庭支援センター長：数字だけ見るとかなり少なく見えますが、新型コロナウイルス感染症拡大前であれば、会社の方も通常どおり営業されており、出勤も通常どおりという状況でしたが、コロナ禍になって会社の休業があったことや在宅で仕事ができるようになったということもあり、利用せずとも在宅できるというところで、「コロナ禍において」というような説明をしております。決して厳しくしていると

というようなことではなく、これからも引き続きご利用いただけるように案内していきたいと思います。

駒津委員：コロナ禍以前は、もう少し利用人数が多かったということでしょうか。

子ども家庭支援センター長：元々は十数人のご利用がありましたので、こちらの分析としては、5人に急に下がったのは、新型コロナウイルスの影響だと考えております。

吉永会長：同じく「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」についての質問です。離婚手続きの機会を捉えて事業の周知をすることは、有効的という分析なのでしょうか。

子ども家庭支援センター長：意味合いとしましては、子ども家庭支援センターだけではなく、他部署の協力を得ながら、ご案内を漏れずにさせていただきたいという主旨でございます。

酒井委員：資料7の13ページ、「日本語指導」について、日本語が苦手なお子さんに対してはこういった指導ができると思いますが、こういった家庭だと親御さんの方もなかなか日本語が難しいのではないかと思います。子どもだけでなく、親御さんに対するフォローはされているのか、教えていただきたいです。

指導室長兼指導課長：保護者への支援は、現状としてはできておりません。日本語の指導が必要なお子さんを支援するにあたり、必要な支援があれば連携をとりながら対応しております。

吉永会長：親御さんへの支援に該当するような事業は、現段階では町田市にはないということですか。

指導室長兼指導課長：教育センターとしては、やはり主に子どもへの支援となっております。保護者と一緒に来られて、そこに通訳の方が来て勉強するというようなことはありますが、直接保護者への支援というのは、教育センターでは行っていないのが現状です。

子ども総務課長：外国人のための相談は、国際交流センターで行っております。生活で困っていることや、知りたいことを相談できるサービスがございますので、市の方からでも相談者の方からでも、国際交流センターに相談しながら、何か対応できることはあるかもしれないと考えております。

吉永会長：他にご質問がないようでしたら、先に進みたいと思います。「第二期町田市子ども・子育て支援事業計画」について、説明をお願いいたします。

[資料8の説明]

鈴木副会長：17ページの「㊸学童保育クラブ事業」で、例えば保育園・幼稚園から小学1年生になった時、保育園・幼稚園からの引継ぎによって質が変わってくるところが色々問題になっているかと思います。学童保育クラブの質について、今後考えるご予定はあるでしょうか。

児童青少年課担当課長：保育園との違いというところでは、先程のインクルーシブな保育とも重なりますが、支援員の研修を行い、学年に応じた適切な支援ができるように、研修の中で知識や技術を習得するという機会を設けております。その他に、学校や保育園と連携をして、何か気になるところや、配慮が必要なお子さんに対しての情報共有などを行っております。

中井委員：14ページの「㊹こんにちは赤ちゃん訪問」について、これは生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業だと思いますが、生後4か月までの間に住民票の移動があった世帯に対して、訪問が漏れることがないかが気になっています。住民票を管理する課ときちんと連携が取れているのかをお伺いしたいです。

保健予防課担当課長：住民票の件につきましては、毎月転入者の方が多くいらっしゃるので、そういった方を抽出してお便りを送付しております。転出者の方につきましては、転出届が出た時点で、転出先の自治体に情報が行くと思いますが、子育ての支援というところで、こちらで何か対応しているものはございません。

杉浦委員：15ページの「㊺養育支援訪問事業」について、今までのほとんどの事業は小さい子が対象になっていると思いますが、これに関しては18歳までが対象年齢ということなので、中学生も関わってくることです。利用の実績が10人となっていますが、実感値でいくと、1つの学校でも10人ぐらい支援が必要な家庭はあるのではないかと思います。どれぐらいの状況だとヘルパーが必要と判断されるのか、その辺りをお伺いしたいです。

子ども家庭支援センター長：具体的な程度を表すものはありませんが、ヘルパー事業には2種類あり、1つは育児支援ヘルパーで、もう1つは養育支援ヘルパーになります。皆様に基本ご利用いただいているのは、育児支援ヘルパーの方です。こちらは、保護者の方の手が回らない場合に補助的要員で利用をしていただくもので、ご自身で申請していただく形で、お子さんの対象年齢は2歳までとなります。一方、養育支援ヘルパーについては、家事が困難で自分たちで生活が整わない、利用したくてもご自身で発信することもできないというような状態のご家庭に対して、お手伝いと

いうよりも、まず助言や指導といったところを進めていきながら、生活の安定を図っていくというようなものになります。子ども家庭支援センターと保健予防課で連携して状況を確認して、具体的なプランを立てて、生活状況を管理しながら、派遣をしていくというのが養育支援ヘルパーという形になっております。

吉永会長：今、ヤングケアラーと世間で言われるような方々のことを念頭に思っていますが、もしそういう中学生がいたら、制度の周知をして構わないものなのでしょうか。

子ども家庭支援センター長：養育支援ヘルパーについては、かなり特殊な事例というのを基準にしておりますので、大々的に宣伝をして、たくさんの方にご利用いただくというようなものではありません。ヤングケアラーにつきましては、お子さんが本来大人が担うべきところを担っていて、それを本人が苦痛に感じているというのが条件になるかと思いますが、そういった場合については、当然ヘルパーの派遣はご利用いただく場合もあります。ただ、通常ヘルパーの派遣は、ご家庭の方からの発信でご利用いただくこととなりますが、状況によってはヤングケアラーで利用される方についても、こういったものなど色々なサービスを活用して、生活の安定を図っていただけると考えております。

吉永会長：他はよろしいでしょうか。続いて、「町田市子ども発達支援計画行動計画」の進捗に進みたいと思います。

[資料9の説明]

渋谷委員：11ページの「保育園等での医療的ケア児の受入れ」のところで、公立保育園全5園の中で、2022年度の受入れは1園増えて2園だったのが、2023年度の受入れは1園となっています。そういったお子さんを受け入れるのはなかなか難しいかとは思いますが、とても残念だと思いました。

子ども発達支援課長：医療的ケア児を育児していらっしゃる保護者の方や、お子さんご本人も、皆様と分け隔てなく、園に通いたいという気持ちが強いと思っております。今のところ、公立の保育園で医療的ケアの種類も限定している形に対応しているところではありますが、今後、法人立の保育園にも受入れについて検討していただくなど、様々な受入れの幅を広げていけるように進めてまいりたいと考えております。

(2)「(仮称)子ども発達支援計画行動計画2024～2026」検討部会の 中間報告について

吉永会長：それでは「(仮称) 子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」検討部会
の中間報告について、説明をお願いいたします。

〔資料10～13の説明〕

鈴木副会長：検討部会では、時間が足りないくらい活発なご意見が出されました。今ご説明
いただいたような方向性で進めていただけたら良いかと思えます。

資料12-1の10ページ、問30の選択肢1や2に「施設や設備の充実」「行事の
充実」と書いてあるのですが、可能であれば、地域の人たちの温かい意識、障がい
のある方に対する温かいまなざしなど、地域の方や社会の人たちの意識や、障がい
のある方たちとともにいるといった姿勢のようなものが入ると、より良いかなと思
いました。

子ども発達支援課長：加えさせていただきたいと思えます。

風張委員：資料11のアンケート実施概要について、1番上の「障害者手帳所持児童の保
護者」1,129人は、どういった数字なのでしょう。町田市内の保護者全員なの
か、何割かなのかを教えていただけたらと思えます。

子ども発達支援課長：こちらの数は、お子様で障害者手帳をお持ちの方、全員を抽出して
おります。

(3)「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」検討部会の中間報告について

吉永会長：続いて、「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」検討部会の中間報告について説
明をお願いいたします。

〔資料14～21の説明〕

菅野委員：前文の意見募集の日程はいつでしょうか。

子ども総務課長：6月1日から22日までです。

吉永会長：皆さんも気づいたことがあったら、ぜひ意見を出してください。よろしくお願
いいたします。

笹生委員：今後これを実践したり、更に周知していったりするところで、私の個人的な想
いとしては、市が呼びかけたものに対して、自分からここに応募してくるような力
や勇気がないような子どもたちにも届いて、その子たちにこそ実践してほしいと思
います。いわゆる偏差値が低い高校に通っているような子たちにこそ、「あなたた
ちを守る大人はたくさんいるし、あなたたちには力があるんだ」ということをぜひ

伝えたいのですが、そういった子たちは恐らく、資料15の子ども参画ミーティングのような場には参加しないと思います。なので、今後、小・中学校だけではなく、できれば町田市全ての都立高校に市の方々が赴いて、実際にその生徒に呼び掛けたり、実践したりするといったことを、ぜひお願いしたいと思いました。

子ども総務課長：子どもの権利に関わる条例であり、幅広く色々な方に届けていくことが大事だと考えておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

5 その他

吉永会長：その他で何かございますか。

児童青少年課長：参考資料の「まちだ若者大作戦」についてご説明いたします。

〔参考資料1・2の説明〕

吉永会長：それでは、最後に部長からお願いいたします。

子ども生活部長：「まちだ若者大作戦」は、「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」

と併行して進めていくことで、周知できるものと認識しております。3年間続けて取組を進めていきたいと考えておりますが、ぜひ皆様も機会がありましたら、情報提供をしていただければと思います。

今日はたくさんの事業評価について報告をさせていただきました。お戻りになってから、今日気づかなかったことや疑問に思ったことなどのご意見があれば、事務局の方にぜひお寄せください。

最後に1つ、市の取組を紹介させていただきます。全庁的に「仕事目標」というものを作り、部署ごとに今年1年力を入れていきたいことを設定し、ホームページで公表しております。例えば、今年の子ども生活部長の仕事目標には「待機児童の解消」や「医療的ケア児の受入れ」等を入れてあります。これらは全て、市の計画に掲げている取組から「特に今年頑張ろう」といった事業をピックアップしたものでございます。なお、部長だけでなく、部内各課の仕事目標もございます。6月にホームページに公表されますので、ぜひ御目通しいただき、お気づきの点があれば、それも含めてご意見をいただければと思います。

また、次回からは計画策定に係る審議の方に入っていきますが、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。ありがとうございました。

吉永会長：それでは、進行を事務局にお返しします。

6 閉会

子ども総務課企画総務係長：吉永会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたり多くのご意見をいただきまして、ありがとうございました。次回の会議は8月17日（木）となります。

以上をもちまして、2023年度 第2回 町田市子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。